

## ロックの政治論 —抵抗権について—

菊 地 慧

### 序章 市民革命とは

我々人間は、誰もが生まれながらにしてどこかの政治社会に属している。そして歴史的に見て、多少の例外はあるにせよ、政治社会とは階級社会であったため、被支配階級の人民は支配階級である国家の統治者によって翻弄されてきた。しかし、時として歴史はその階級を逆転させることがある。それが革命である。革命という言葉は元々、古代中国の儒教思想の概念である「易姓革命」に由来するものであるが、ここでの意味は「命が革まり、姓が易わる」すなわち、天命が改まって、君主の姓が変わるということであり、それは王朝の交代を意味し、被支配階級が支配階級を打ち倒すということではなかった。被支配階級が支配階級を倒して、国家権力を握るといふ階級の逆転という意味の革命つまりrevolutionは、17世紀のイギリスに始まった市民革命であった。この事実上の弱者としての下層階級が強者としての上層階級を打ち倒すという、そのパワフルでダイナミックな発想は筆者の心を捉えて離さないものである。そして市民革命は、人民が圧政をしつ統治者に対して抵抗し、それを倒した後、人民のための政府をつくった出来事として、民主的な意義をもって語られてきた。だが、規範的に考えれば、本来このような行為は、被支配階級による支配階級に対する反逆として許されない行為とされるはずである。では何故、市民革命は正当化されるのか、その思想的源泉について考察してゆきたい。本論ではその市民革命の代表的思想家としてのジョン・ロックJohn Lockeの政治論について、抵抗権を中心として論じてゆきたい。

### 第1章 ロックとホブズの政治論の違い

ロックは自身の政治論において社会契約思想を用いた。しかし、社会契約思想を用いて政治論を展開した思想家は他にもいる。その中でも、ロックの一時代前の思想家であるトマス・ホブズThomas Hobbesは『リヴァイアサンLeviathan』において、社会契約思想を用いた政治論を展開した。もっともロックは『市民政府論Two Treatises of Government』においてホブズについて直接言及してはいないが、その中にはホブズの政治論を意識したと思われる内容がいくつもある。そのため、ロックがホブズの影響を受けたことは否定できないだろう。だが、両者の政治論は共に社会契約思想が用いられているが、社会契約が結ばれた理由、政治社会における権力に対する見解などの点で大きく異なっている。そこでまず初めに、両者の政治論における社会契約思想の違いを述べてゆくことにしよう。

両者は共に自身の政治論を、人々が社会契約を結んで政治社会（国家）を結成する前の状態である自然状態から始めた。ホッブズの想定した自然状態は、すべての人が自身の生命を維持するために、欲するままに自分の力を行使できる自由としての自然権を有している状態である。自然状態において人々は理性を持っているのだが、その理性は自己保存という目的のみ働くものであったため、すべての人がお互いの自然権を主張して相互に争う戦争状態、いわゆる「万人の万人に対する闘争Bellum Omnium Contra Omnes, War of Every Man against Every Man」が行われることになる。一方、ロックが想定した自然状態はすべての人が理性を持ち、その理性の命令としての自然法の範囲内で、自分の信じることに従って、自然権（生命・健康・自由・財産に対する所有権）を行使することができ、誰も他者の支配や命令に従う必要がない、自由かつ平和な状態である。ホッブズの自然状態では、すべての人は自らの自然権を他人によって侵害される危険に常に晒されていた。ゆえに、人々はその危険によってお互いに破滅してしまうのではないかとという恐怖から、理性が「平和を求めよ」と命ずる自然法の存在を認識し、その自然法によって、人々はお互いが生き残れるように、自然権を放棄する社会契約を結ぶ。では何故、ロックの自然状態は平和状態であるにも関わらず、社会契約を結ばなければならないのかという疑問が生まれる。この疑問に対してロックはこう答える。確かに自然状態は自由かつ平和な状態であるが、そこにはすべての人の自然権を確実なものにするために必要なものがありにも欠けているので、人々は社会契約を結んで、それを実現するのだ、と。この部分については第4章で詳述することにする。このように両者は社会契約によって人々を代表する統治者を置くわけだが、この社会契約における統治者への権力の譲渡において両者には大きな違いがある。ホッブズの場合において、統治者に与えられる権力は絶対主権であり、人々は一度、統治者に権力を与えてしまえば、それに対して絶対的に服従しなければならず、統治者は自ら法を制定し、自身は法を超越することができるとした。しかし、ロックは権力の譲渡について「信託」という概念を用いてホッブズとは全く異なる理論を展開する。ロックは統治者が行使する権力は、すべての人が持つ自然権の保全を目的として統治者に信託されたものであるから、統治者が自然権の保全という目的に反して権力を行使するときには、人々は統治者から権力を取り上げることができる、というのである。そしてロックの理論における統治者から権力を取り上げる権利こそ抵抗権である。

## 第2章 抵抗権とは何か？

ロックとホッブズとの違いを踏まえつつ、いよいよ本題に入っていくことにしよう。まずロックにおける抵抗権とは何か、簡単に定義しておくことにする。『市民政府論』によると、抵抗権とは「すべての人民が自然権として持つ生命・自由・財産などの私的所有権を統治者が侵害したときに、人民が統治者から統治の権限を取り上げ、それを再び人民の手に取り戻すことができる権利」のことである。これは裏を返せば「統治者は人民の福祉の追求ではなく、私利私欲のために権力を行使すると、人民から思わぬしっぺ返しを喰らうことになるから、くれぐれも慎重に行動しなさい。」という、統治者に対する忠告でも

ある。つまり、抵抗権は権力者に対する善政の誡め、自制の要望の手段であるとも云える<sup>1</sup>。またこれは人民が統治者から権力を奪い、政府を破壊する行為を正当化する権利である。このように権力を持たない者が権力を持つ者から権力を奪取してしまう行為は一般的に「革命」と云うので、ロックの抵抗権はしばしば革命権と呼ばれる。しかし筆者は、ロックの抵抗権を革命権と同一のものとする見解には否定的である。何故ならロックが想定した抵抗権の「抵抗」の意味と一般的な「革命」の意味との間にはかなりの違いがあるからである。では次章では、ロックにおける抵抗権と革命権とはどこが違うのか述べることにしよう。

### 第3章 抵抗権と革命権との違い

抵抗権と革命権とは何が違うのか。「保守」と「革新」をキーワードとして考えてみよう。一般的に抵抗権とは、本来あるべきものとして想定されている伝統的秩序を（反動的に）変革しようとする権力に対して、権利・自由を伝統的な意味において擁護しようとする保守的性格のものであるのに対して、革命権とはまさにその伝統的秩序を変革しようとする革新的性格のものである<sup>2</sup>。ロックの立場はまさに前者の方であった。ロックにとっては抵抗権を行使する人民の行為は、あくまで秩序の保護・修復であり、人民の権利を侵害している統治者の行為こそが秩序の破壊・変革を目論む革命であり、もしそれが権利として認められているのならば（そんなことはありえないわけだが）、それをこそ革命権と云うことができるのである。それではロックの抵抗権は何を根拠に正当化されるのか、次章で述べることにしよう。

### 第4章 抵抗権は何を根拠に正当化されるのか？

ロックにおける抵抗権は何を根拠に正当化されるのか。そのためには彼が想定した権力の源泉は何であるかから始めなければならない。ロックは『市民政府論』の中で、政治権力の起源を求めるためには、「すべての人間が天然自然にはどのような状態に置かれているのかを考察しなければならない<sup>3</sup>」とし、その状態を自然状態と呼んだ。彼は、自然状態では「自然法の範囲内で、自らの適当と信ずるところにしたがって、自分の行動を規律し、その財産と一身とを処置することができ、他人の許可も、他人の意志に依存することもいらぬのである。それはまた、平等の状態でもある。そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない<sup>4</sup>。」と述べた。ここで注意を要するのは、自然状態は自由かつ平等な状態だが、決して「放縦の状態<sup>5</sup>」ではなかったということである。自然状態において、自然法がすべての人の行動を制限するからである。その内容について、ロックの記述を引用してみることにしよう。「この法たる理性は、それに聞こうとしさえするならば、すべての人類に、一切は平等かつ独立であるから、何人も他人の生命、健康、自由または財産を傷つけるべきではない、ということを教えるのである。人間はすべて、唯一人の全知全能なる創造主の作品であり、すべて、唯一人の主なる神の僕であって、その命により、またその事業のため、この世に送られたものである。彼らは

その送り主なる神の所有物であり、ただ神の欲する限りにおいてのみ、(中略)生存し得るように作られているのである。そうして、同様の能力を賦与せられているわれわれすべては、皆同じ自然を共有財産として持っている。そこでは、(中略)互いに他の者に使用されるために作られているかのように、相互に他を破壊することができるといったような、そういう上下服従の関係は、考えられないのである。各人は自分自身を維持すべきであり、また自己の持物を勝手に放棄すべきではない。同じ理由からして、彼は自分自身の存続が危うくされないかぎりできるだけ他の人間をも維持すべきであり、そうして、侵害者に報復する場合を除いては、他人の生命ないし生命の維持に役立つもの、他人の自由、健康、肢体、もしくは財貨を奪いもしくは傷つけてはならないのである<sup>6</sup>。」このように、人間は理性の命ずる自然法によって拘束されており、他者の権利を侵害せず、平和と全人類の安全を願うよう定められている。もし自然法を犯す者がいれば、その者を自然法にもとづいて処罰する権力を各自が持っているのである<sup>7</sup>。逆に言えば、自然法の内容または理性の命ずるところは、正当防衛または自然法違反に対する制裁の場合を除いて、何人も他者の生命、健康、自由そして所有物を侵害してはならないということでもある。

加えて、ロックの自然状態においては、各人は自らの生命に対する権利を持つのみならず、自然の共有財産の中から私有財産を獲得する権利さえ持つとした。彼は、共有財産から私有財産を区別するものは各人の「労働」であるとした。その根拠は、労働は労働をする人固有の所有物なので、その労働が加えられた物質は間違いなく彼の所有物になるからというものである<sup>8</sup>。もっとも、このような所有権概念は、共有財産が労働を加える者の前に均等に与えられている、つまり、ゼロサム構造をなしていないという前提の下でのみ成立するものである。しかし、これについては本論の主題からはずれるのでこれ以上は触れないことにする。

この自然法によって、自然状態は自由かつ平和な状態であったとすれば、何故人々はその自然状態における権利を放棄してまで政治社会を作らなければならなかったのだろうか。この疑問に対してロックは次のように答える。まず「自然状態においてはなるほど彼はそういう権利をもっているけれども、しかもその享受ははなはだ不確実であり、絶えず他の者の侵害にさらされている。この状態においては、彼の所有権の享受は、はなはだ不安定であり、不安定である。それ故に彼はたとえ自由であっても恐れと不断の危険とに満ちている状態を進んで離れようとするのである<sup>9</sup>。」と云い、「それ故、人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きなまた主たる目的は、その所有の維持にある。このためには、自然状態にあつては、多くのことが欠けているのである<sup>10</sup>。」と結論する。つまり政府が存在するのは、すべての人間に対して生命・健康・自由・財産に対する所有権を保障するためなのである<sup>11</sup>。自然状態において所有権を維持するために欠けているものとしてロックは3つの欠点を挙げている。第1の点は、正邪の基準として、人々の間に起こる紛争を裁決する、確立され、安定した、共通の法がないことである<sup>12</sup>。第2の点は、確立された法に従って、権威を以ってその紛争を判定する、公平な裁判官が存在しないことである<sup>13</sup>。第3の点は、その裁判官の判決に従って、それを執行する権力が存在しないことである<sup>14</sup>。

こうした欠点を克服するために、まず明確な各個人の同意によって、共通の法と共通権力を形成するために共同社会が構成される<sup>15</sup>。各人が行なうこの「一つの共同体に加入し結合する」「他人との合意」がロックの考える社会契約なのである<sup>16</sup>。社会契約によって自然状態における各個人は政治社会に属する人民となった。その際彼らは自らが持っていた2つの権力を放棄し、それを共同社会に委ねることになる。1つは自然法の範囲内で自分および他者のために適当と考えるあらゆることを行う権力<sup>17</sup>、もう1つはその自然法に違反した人間を個人として処罰する権力である<sup>18</sup>。ロックは人々が代表者に権力を委任することを「信託」という言葉で表現した。信託によってまず立法権力が立法機関に委任され、最高権力（主権を持つ人民に従属する）を保持するものとなり、さらに従属的権力として執行権が委任されるが、それは権力分立原理によって立法機関とは異なる機関でなければならない。ここで注目したいのが、ロックの権力分立原理は、現在の民主政治のような三権分立ではなく二権分立だったということである。しかも執行権は立法権に従属するものとされた。それはロックが所有を平穏安全に維持するための最善の手段をその社会で立てられた法であるとし、そのため立法権を国家の最高権であると考えていたことに由来する<sup>19</sup>。これらの権力が信託に違反する明白な権力乱用の場合には、その権力（立法権と執行権）は人民に復帰することになる。立法権の場合、人民から安心して寄せられた信頼に反する行動をとっていることが人民の目に見出されたときは、人民の中に、立法権を解任ないし更迭せしめる最高権が残る。執行権の場合、自己と他の人々と協力して作ったところの法の最高執行者として、公共の意志を放棄し、自分一個の私的な意志によって行動するとき、自らの地位を失い、権力もなければ、意志もない一個の私人にすぎぬものとなり、服従を要求する何の権利もなくなってしまう<sup>20</sup>。人民は、以上のような権力乱用の場合、各機関に対して権力を取戻すため抵抗権を行使することができる<sup>21</sup>。人民が代表者に信託している権力の源泉は、人々が自然状態において保持していた他ならぬ自然権の擁護です。人民が信託に違反した代表者から権力を取り戻すことができる権利を持つのは、元々その権力を持っているのが人民だからである。現代民主政治に生きる人民主権の理念、これこそ抵抗権が正当化される根拠なのである。

### 終章 ロックの政治論の後世への影響と現代的意義

ロックが『市民政府論』を書いた理由は、当時のイギリスで起きた名誉革命を正当化するためであったと云われている。だが、その中で主張された彼の社会契約思想に基づく政治論は、後代に多くの思想的影響をもたらした。中でもアメリカの独立革命はまさにロックの社会契約思想を具現化したものであり、アメリカ住民を革命へと駆り立てたとされるトーマス・ペイン Thomas Paine (1737~1809) の『コモン・センス Common Sense』にはロックの影響を色濃く受けたと思われる主張がなされている。ペインは、当時のイギリス体制を徹底的に批判し、それは三つの要素が混ざり合ったものであるとする。第一に国王と君主専制政治の遺物、第二に上院という貴族専制政治の遺物、第三に下院という新しい共和政治の要素である。最初の二つは世襲であるから、人民とは無関係であり、憲法的

な意味においては国の自由は何の貢献もしていないと述べ<sup>22</sup>、ロックの人民主権理論に基づいてアメリカの独立を主張している。そしてトーマス・ジェファークソン Thomas Jefferson (1743~1826) らが起草したとされる『独立宣言 Declaration of Independence』には自然権・社会契約・人民の同意・抵抗権というロック政治論の主要概念がうたわれている。また、この独立宣言からおよそ10年後にフランス革命が起こった。そのとき公布された『フランス人権宣言 Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen』はアメリカの独立宣言および諸州の憲法における権利宣言を典拠としている。アメリカの独立宣言がロックの社会契約思想の影響を受けている以上、このフランス人権宣言もロックの思想の流れを汲むものと云えよう。

以上のように、ロックの社会契約思想に基づく政治論は時代を越え、国家を越え、多くの思想に影響を与えた。彼の政治論の近代的意義は次の三点である。

第一の点は、政治や統治の目的、また人々が政府を設けた理由は、人間の生命・自由・財産の保障にあることを理論化した点である。これは、今日の基本的な人権思想の原理を定式化したものと云えよう<sup>23</sup>。

第二の点は、政治において、真の意味での「法の支配」(Rule of Law) が実現されるためには、多数の人々が政治に参加できる議会政治によらなければならないことを理論化したことである。これは今日の民主的な政治制度の原理(代議政治・権力分立主義)を定式化したものと云えよう<sup>24</sup>。

最後に第三の点として、本論のメインテーマである抵抗権について指摘できる。確かに現代において政府に対する力の抵抗は存在しない。しかし、選挙制度、これは彼の抵抗権の理念である、「現政府が人民の信託に背いた行為をした場合に、人民が、自らがよいと信ずるところにしたがって、その主権を代表者に与える」ことを合法的に制度化したものと云えよう。こうして、我々が生きる現代の民主政治にも、ロックの政治論は脈々と受け継がれているのである。

- 1 山崎時彦「ロックの政治権力論—抵抗権思想をめぐる一」(以下山崎) (p. 236)  
田中正司・平野聡編『イギリス思想研究叢書・ジョン・ロック研究』より (1980)  
御茶の水書房
- 2 山崎 (pp. 227~228)
- 3 ロック著／鶴飼信成訳『市民政府論』(以下ロック) (1997) 岩波書店 (四, p. 10)
- 4 ロック (四, p. 10)
- 5 ロック (六, p. 12)
- 6 ロック (六, pp. 12~13)
- 7 山脇直司『ヨーロッパ社会思想史』(2004) 東京大学出版会 (p. 84)
- 8 ジョン・ダン著／加藤節訳『ジョン・ロック信仰・哲学・政治』(以下ダン) (1987)  
岩波書店 (p. 64)
- 9 ロック (一二三, p. 127)
- 10 ロック (一二四, p. 128)

- 11 ダン (pp. 69～70)
- 12 ロック (一二四. p. 128)
- 13 ロック (一二五. p. 128)
- 14 ロック (一二六. p. 128)
- 15 山崎 (p. 210)
- 16 菅野 (p. 323)
- 17 ロック (一二八. p. 130)
- 18 ロック (一二八. p. 130)
- 19 ロック (一三四. p. 135)
- 20 山崎 (p. 219)
- 21 山崎 (p. 210)
- 22 トーマス・ペイン著／小松春雄訳『コモン・センス 他三篇』(2005) 岩波書店 (p. 22)
- 23 田中浩・浜林正夫・平井俊彦・鎌井敏和共著『人と思想13 ロック』(p. 42)
- 24 『人と思想13 ロック』(pp. 42～43)

・参考文献

- 1 ロック著／鶴飼信成訳『市民政府論』(1997) 岩波書店
- 2 田中正司・平野耿編『イギリス思想研究叢書・ジョン・ロック研究』(1980) 御茶の水書房
- 3 菅野喜八郎『国権の限界問題』(1978) 木鐸社
- 4 山脇直司『ヨーロッパ社会思想史』(2004) 東京大学出版会
- 5 ジョン・ダン著／加藤節訳『ジョン・ロック信仰・哲学・政治』(1987) 岩波書店
- 6 藤原保信・白石正樹・渋谷浩編『政治思想史講義[新装版]』(1998) 早稲田大学出版部
- 7 城塚登『近代社会思想史』(1981) 東京大学出版会
- 8 荒川幾男編『〈名著入門ライブラリー〉社会思想の名著12選』(1976) 学陽書房
- 9 浜林正夫『イギリス思想叢書・ロック』(1996) 研究者出版
- 10 松下圭一『岩波セミナーブックス22 ロック「市民政府論」を読む』(1987) 岩波書店
- 11 名古忠行『イギリス人の国家観・自由観』(2005) 丸善ライブラリー

(弘前大学大学院人文社会科学研究所修了)